

地域指定制度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	平成6年度
	平成10年度
	平成16年度
	平成23年度
	平成29年度

裾野市農業振興地域整備計画書

令和7年3月

静岡県裾野市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
	(2) 農業上の土地利用の方向	3
2	農用地利用計画	7
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第 3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 5	農業近代化施設の整備計画	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	20
1	農業従業者の安定的な就業の促進の目標.....	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	20
3	農業従事者就業促進施設.....	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
第 8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標.....	22
2	生活環境施設整備計画.....	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	27
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	27
第 9	付図	28
1	土地利用計画図（付図 1 号）.....	28
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）.....	28
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）.....	28
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）（該当なし）.....	28
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）.....	28
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）（該当なし）.....	28
別記	農用地利用計画	29
	（1）農用地区域.....	29
	（2）用途区分.....	29

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 地域の現状

裾野市（以下、本市）は、静岡県東端に位置し、面積138.12km²、市域は東西23.5km、南北23kmに及び、東は箱根山系を隔てて神奈川県箱根町に接し、南は三島市及び長泉町、西は富士市、北は御殿場市にそれぞれ隣接する。

基幹となる交通機関は、東名高速道路（裾野 I C）、国道246号、県道沼津小山線、県道富士裾野線及び J R 御殿場線（裾野駅、岩波駅）である。また、新東名高速道路は新御殿場 I C以西が開通している。首都圏までの時間距離はわずか1時間余に過ぎず、社会・経済・文化の各面で首都圏の影響を受けやすい位置にある。

市域のやや東寄りを黄瀬川が南流し、河川沿いの平地に市街地と農地の大部分が展開している。平地の西には富士・愛鷹山麓、東には箱根山麓が迫っている。両山麓からは黄瀬川の支川が流下し、それぞれ河岸段丘を形成している。この段丘周辺にも、農業集落や農地が分布している。

市域の標高は、海拔78.5mから2,169mにまで及んでいる。農地の標高は、箱根山麓では300m以下、富士・愛鷹山麓では約800m以下が大部分である。田畑別に見れば、水田がおおよそ300m以下、畑が300mから600mの範囲にある。また、農地が分布する地域の地形傾斜は、水田地帯が3度未満、畑地帯が3度から8度程度である。

本市の農業は、隣接する三島市や県東部の中心的都市である沼津市に近く、生活必需野菜の供給に至便な位置にあるため、都市近郊型農業の性格が強い。両市の背後経済圏である伊豆、箱根、富士、御殿場、富士五湖周辺を含めた地域を市場範囲の対象として農業が営まれている。

イ 土地利用の構想

本市の農地は、東西地区の丘陵にある集団的農地や北部地区の芝生産地帯を除くと、大半が平坦部の市街化区域周辺に位置し、田畑が混在した土地利用となっている。

西側山麓では、恵まれた環境を活かしたレクリエーション利用や、まとまった宅地利用が行われているほか、工業団地には学術・研究機関や製造業等の企業が立地している。

市街地においては、市域南部で土地区画整理事業が完了しているほか、裾野駅西土地区画整理事業（施行期間平成15年～令和12年）が進められており、令和3年には西口駅前広場が供用開始されている。

今後は、新東名高速道路の整備を契機とした新たな工場進出に伴い、住宅需要などの増加へ対応するため、県が進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組と連携し、防災受援施設、広域避難地の整備と住宅団地の整備により、防災・減災と職住近接に配慮したまちづくりとともに、ウーブン・シティ（トヨタ自動車株式会社が展開する実証都市）と連携したコンパクトなまちづくりを推進する。

また、ファルマバレープロジェクトと連携した新たな産業の創出・誘致のため、富士裾野工業団地や新富士裾野工業団地の拡大及び県道仙石原新田線周辺、市域南部の富沢地区など

の産業集積ゾーンにおいて、工業用地の確保を目指す方針である。

さらに、地域活力の低下が課題となっている深良・富岡・須山など、地区の拠点が市街化調整区域に位置する場合は、市街化調整区域における地区計画の活用を視野にまちづくりを推進する。

一方、本市の農業振興地域（以下、本地域）は、市街化区域や国有林等を除いた市域の約53%にあたる区域7,303haが設定されており、このうち約855haが農用地となっている。本市の農用地の多くは、集落や林地に分断され団地構成上不利な条件にあるが、農業生産基盤として欠くことのできない資源であり、市街地に隣接した緑地空間及び治水・遊水機能をもつ土地としても、重要な役割を果たすものである。

そのため、生産性が高く、かつ、地域の特性を活かした裾野農業の確立と、農地の持つ多面的機能の維持を図るため、集団的な優良農用地の確保・保全を推進する。

このような、地域の振興に必要な様々な土地需要との調整に留意しながら、都市化の進展による土地利用の混在化を防止し、秩序ある土地利用を推進する。

以上の土地利用構想に基づく、土地の用途間の移動計画は、次表に示すとおりとする。

単位:ha、(%)

	区分	農用地	農業用施設	森林原野	その他	計
現 在 (令和6年)	実数	855	1	4,376	2,071	7,303
	比率	(11.7)	(0.0)	(59.9)	(28.4)	(100)
目 標 (令和16年)	実数	845	1	4,376	2,081	7,303
	比率	(11.6)	(0.0)	(59.9)	(28.5)	(100)
増 減	実数	△10			10	

ウ 農用地区域の設定方針

1) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地855haのうち、a～cに該当する農用地で、366haについて、農用地区域を設定する方針である。

a) 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b) 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

c) a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 農業生産基盤整備事業対象地と一体的な利用がなされている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するために確保する必要がある土地

- ・農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の区域内にある土地
- ・認定農業者やビジネス経営体等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- ①集落地域内に介在する農用地で、道路・水路・宅地等の地形、地物によって集地的農用地と分断される、団地規模が2ha以下の農用地
- ②自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- ③産業振興の観点から企業の立地誘導を図る上位計画がある農用地

2) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設等のうち、1)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

3) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、1)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

4) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農地は、深良地区の水田、須山・富岡地区の芝といった地区別の特徴もあるが、おむね作目は混在しているのが現状である。また、丘陵地を中心に、芝需要の低迷や農業従事者の高齢化、後継者及び担い手不足により、荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地は増加傾向にある。

今後は、農業を取り巻く状況の変化に対応しながら、新たな経営作目の導入を推進する。また、地域計画に基づく農地中間管理事業等を活用することにより認定農業者や農業法人等への農地の集積・集約化を加速化し、経営規模拡大を推進する。さらに、スマート農業等の先端技術の導入による営農の効率化・省力化や農作業受委託による効率的な土地利用に努め、地域の特性に応じた農地の利用を推進する。

生産基盤や農村環境を改善するためには、ほ場整備などの農業基盤整備や生活環境整備を進めるとともに、農業後継者の育成を図る。一方、直売所や市民農園、体験農園等を通じて消費者との交流を図る。さらに、食品加工業、健康・医療産業、観光業との連携を誘導するなど、農業を中心とした地域の活性化を図る。

地区別の農用地等利用の方針は以下のとおりである。

(ア) 西地区（A地区）

本地区は、市城南西部に位置し、国道246号沿いの平坦地と、愛鷹山麓の丘陵地からなり、主に露地野菜を中心とした農業生産が行われている。

都市化が顕著な市街地外縁部を含む本地区では、今後、優良農地の確保と保全を基本としつつ、土地利用の混在化を防止する。また、近年、市民の農業への関心が高まっていることから、市民農園や体験農園など、市街地周辺にある緑の拠点としての利用を図る。

(イ) 東地区（B地区）

本地区は、市城南東部に位置し、大場川やその支川である泉川、入田川沿いの平坦地と、箱根西麓の丘陵地からなり、水稻・イチゴ・ヒノキ苗を中心とした農業生産が行われている。

都市化が顕著な市街地外縁部を含む本地区では、今後、優良農地の確保と保全を基本としつつ、土地利用の混在化を防止しながら、農地の集団化等による効率的利用を図る。また、近年、市民の農業への関心が高まっていることから、市民農園や体験農園など、市街地周辺にある緑の拠点としての利用を図る。一方、平坦地では農道整備等が行われているが、丘陵地の集団的農地は未整備であるため、地域の実情に応じて基盤整備事業を推進する。

(ウ) 深良地区（C地区）

本地区は、市城北東部に位置し、県道沼津小山線沿いに広がる平坦地と、箱根山麓の丘陵地からなり、平坦地では深良用水の水利、ゆるやかな高低差に恵まれ、水田を中心とした農業生産が行われている。

平成25年に着工した県営中山間地域総合整備事業（深良）が令和6年度に完了し、ほ場整備によって水田としての作業効率の向上・利用拡大が図られている。今後は、農地の集積・集約化を推進するとともに、本市を代表する優良農地として荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地の発生を防止し、営農が困難な農地に対しては景観作物を作付けするなど、良好な景観の創出に努める。また、商工会と連携した特産品「すそのブランド」の開発等による農業の6次産業化など、集客性に優れた本地区の特色を活かした活動を推進する。

(エ) 富岡地区（D地区）

本地区は、市城西部に位置し、黄瀬川沿いの平坦地と、愛鷹山麓の丘陵地からなり、丘陵地の芝生産を中心とした農業生産が行われている。

現在、東富士演習場周辺農業用施設設置助成事業（上ヶ田地区）により区画整理が行われているが、東名裾野ICを有する本市の玄関口であり、住宅団地等都市的土地利用の需要が高い。このため、土地利用調整により混在化を防止しつつ、農地の集積・集約化を図り、優良農地を保全する。

今後は、農地パトロール等により拡大する荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地の発生を防止し、営農が困難な農地に対しては景観作物を作付けするなど、良好な景観の創出に努める。また、商工会と連携した特産品「すそのブランド」の開発等による農業の6次産業化など、集客性に優れた本地区の特色を活かした活動を推進する。

丘陵地における芝生産は本市の特色であるが、近年の芝需要の低迷等により、荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地が増加傾向にあるため、荒廃農地の発生防止・解消に努める。

(オ) 須山地区 (E地区)

本地区は、市域北西部に位置し、大部分が愛鷹山麓の丘陵地からなり、丘陵地の芝生産を中心とした農業生産が行われている。

芝生産は本市の特色であるが、近年の芝需要の低迷等により、生産量は減少傾向にあり、荒廃農地の増加が著しい地区でもある。

今後は、荒廃農地の発生防止・解消に努め、農地の有効利用を図る。

計画目標年次における農用地区域内の用途別面積は次表のとおりである。

単位:ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A 西	19	19	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	19	0	—
B 東	72	72	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	72	72	0	—
C 深良	63	63	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	63	63	0	—
D 富岡	126	126	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	127	127	0	—
E 須山	77	77	0	9	9	0	—	—	—	0	0	0	86	86	0	—
計	357	357	0	9	9	0	—	—	—	1	1	0	367	367	0	—

(注) 1 現況：令和6年度、将来：令和16年度

2 単位未満四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

本市の農用地は、平坦地における田畑が混在した利用と、丘陵地における畑としての利用に大別され、水田は約96ha、畑が約261haで、採草放牧地は須山地区に牧場として約9ha存在する。

地区別の用途区分の構想は以下のとおりである。

(ア) 西地区 (A地区)

本地区の農用地は、国道246号沿いの平坦地と、愛鷹山麓の丘陵地に分布し、特に丘陵地では露地野菜の栽培を中心とした土地利用が行われている。

今後も、露地野菜を中心とした農業を振興するため、約19haを農地として用途区分し、効

率的な利用を推進する。

(イ) 東地区（B地区）

本地区の農用地は、大場川やその支川である泉川、入田川沿いの平坦地と、箱根西麓の丘陵地に分布する。

平坦地は、イチゴやヒノキ苗・露地野菜・水稲といった複合的な生産に利用されており、丘陵地は、ヒノキ苗・露地野菜の栽培に利用されている。

今後も、平坦地での水田農業やイチゴの生産、丘陵地でのヒノキ苗を中心とした特色ある生産振興を図るため、約72haを農地として用途区分し、効率的な利用を推進する。

(ウ) 深良地区（C地区）

本地区の農用地は、県道沼津小山線沿いに広がる平坦地に分布する水田約42haを中心としており、深良用水の水利、ゆるやかな高低差に恵まれた優良田園地帯である。

今後は、ほ場整備が完了した優良農地を中心に、主食用米・酒米・麦等の生産の定着、拡大を図る。さらに、ブランド化を視野に入れた優良品種の導入、加工販売による6次産業化など、地域農業の中心地帯として振興するため、約63haを農地として用途区分し、効率的な利用を推進する。

(エ) 富岡地区（D地区）

本地区の農用地は、黄瀬川沿いの平坦地と、愛鷹山麓の丘陵地に分布し、丘陵地に広がる農用地約110haは、主に畑として芝生産を中心に利用されている。丘陵地における芝生産が本地区の特徴であるが、近年の芝需要の低迷により荒廃農地が増加傾向にある。

今後は、客土等の土壌改良により地力増進を図りながら、芝以外への作目への転換も検討し荒廃農地の再生利用を図る。また、丘陵地に適したそばや露地野菜等、消費者ニーズに対応した作物の栽培を進めるため、約126haを農地として用途区分し、効率的な利用を推進する。

(オ) 須山地区（E地区）

本地区は、愛鷹山麓に位置しており、東富士演習場沿いの丘陵地に広がる農用地は、主に畑として芝生産を中心に利用されている。丘陵地における芝生産が本地区の特徴であるが、近年の芝需要の低迷により荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地が増加傾向にある。

今後は、客土等の土壌改良により地力増進を図りながら、芝以外への作目への転換も検討し荒廃農地の再生利用を図る。また、丘陵地に適したそばや露地野菜等、消費者ニーズに対応した作物を振興するため、約77haを農地、約9haを採草放牧地として用途区分し、効率的な利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。(付図1号)

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業基盤は、須山地区東富士演習場の解放農地や令和6年度にほ場整備が完了した深良地区の農地を除き、一区画面積が狭小で不整形である。また、農道の密度も低く、所有農地も分散されているため、農作業の効率化、生産の安定・増大を困難にしている。特に、丘陵地に位置する一団的な農地では基盤整備が遅れており、農業従事者の高齢化や担い手不足による荒廃農地の発生防止のためにも、事業を検討する必要がある。

今後、ほ場整備事業や畑地帯の整備が予定されている地区では、ほ場区画の大型化による高性能な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画の区域において農地中間管理事業を重点的に実施する。平坦地における農地の集積・集約化や丘陵地におけるほ場整備・農道整備を推進し、スマート農業技術の導入による作業の効率化・省力化を図る。さらに、農道の路面改良により、通作条件の改善や集出荷の効率化を図る。加えて、農地中間管理事業の活用により、認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を加速化し、経営規模の拡大を図る。

また、農業生産基盤の整備にあたっては、SDGs への取組の一環として、農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、豊かな生態系や景観等の保全に留意した上で進めるものとする。

(ア) 西地区（A地区）

本地区は、都市化が顕著で集落区域内に介在する農地が多く、これまで農道等の整備がほとんどなされていない。

今後は、かんがい排水や農道整備など地域の実情に即した農業生産基盤整備事業を検討する。

(イ) 東地区（B地区）

本地区は、米のほかイチゴ・ヒノキ苗の栽培などが盛んである。農道、用排水施設の整備が遅れているが、都市化が顕著であり、大規模な面整備は困難となっている。

今後は、かんがい排水など地域の実情に即した農業生産基盤整備を検討し農地の集積・集約化等に取り組む。

(ウ) 深良地区（C地区）

本地区は、深良用水等により水資源が豊富で水田が主体となっている。令和6年度に中山間地域総合整備事業（深良）が完了し、ほ場16.5haが整備されている。

今後は、一般農道整備事業による舗装補修や橋梁耐震補強、東富士演習場周辺農業用施設設置助成事業（深良地区）による用排水路整備により、生産性の高い農地としての利用を推進する。

(エ) 富岡地区（D地区）

本地区は、東富士演習場の解放農地を除くと、多くの農地が集落や林地の間に散在してい

る。また、工業立地が進んでおり、大規模な面整備は困難となっている。

今後は、東富士演習場周辺農業用施設設置助成事業（上ヶ田地区）による区画整理を推進するとともに、地域の実情に即した農業生産基盤整備や農地の集積・集約化等に取り組む。

(オ) 須山地区（E地区）

本地区は、東富士演習場の解放農地を除くと多くの農地が集落や林地の間に散在している。

今後は、本地区の主要作目である芝について、新品種の導入により品質の向上を図るとともに、収益性の高い作目への転換を前提とした農業生産基盤整備を検討する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
一般農道整備事業 (駿東地区)	舗装補修工 L=8,500m 橋梁耐震補強工 10 橋	(C) 深良地区	202 (9)	1	H28～R8 1,295,000 千円 (241,000 千円)
東富士演習場周辺農業 用施設設置助成事業 (上ヶ田地区)	区画整理 3.8ha	(D) 富岡地区	3.8	2	R4～R9 157,000 千円
東富士演習場周辺農業 用施設設置助成事業 (深良地区)	用排水路 L=133m	(C) 深良地区	—	3	R7 以降

(注) 1 () は裾野市分

2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、箱根山系及び富士・愛鷹山麓に分布し、戦後にスギ・ヒノキの造林が盛んに行われたため、人工林が多くを占めている。しかし、専業の林家はおらず、農業との複合で経営されている。さらに、農家が第 2 種兼業化したこともあって、林業には手がまわらない状況にあるため、健全な森林の育成が図られていない。今後は、林道、作業道の整備を図るとともに、施業の集約化を促進する。

4 他事業との関連

本地域の水源となっている東富士演習場内は、演習による土地の荒廃が進んでおり、洪水や土砂流出が生じている。このため、東富士演習場周辺障害防止対策事業による洪水、治山治水対策等を実施しているが、引き続き同事業により、農用地の被害防止・軽減を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は各種農産物を安定的に生産・供給する農業生産活動の基盤であると同時に、農業生産活動を通じて発揮される土地保全、水源かん養、自然環境保全、レクリエーションの場の提供等の多面的機能を有しており、市民生活において重要な役割を果たしている。

しかし、近年、傾斜地を中心に荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地は増加傾向にあり、一度荒廃すると回復が困難であることから、農用地は、常に良好な状態を保つよう管理・保全する必要がある。

そのため、今後は担い手への農地の集積・集約化を加速化し、農業法人の誘致等多方面からの新規参入を促進することにより、荒廃農地や荒廃農地に囲われ小規模で生産性向上に寄与しない農地の発生防止・解消に努め、積極的に農地の保全を図る。

さらに、荒廃農地の解消とあわせ、特産化を進めているそばの作付拡大を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積 (ha)		
多面的機能支払交付金 (深良)	農地保全、生態系保全、水質改善、水路補修、農道整備等	(C) 深良	31.8	1	H29～R8 6,515 千円/5 年

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組

ア 農業生産基盤整備事業等による生産条件の改善

現在進めている上ヶ田地区の農業生産基盤整備や深良地区の農業水利施設等の補修・更新の計画的な実施により生産条件の改善を図り、荒廃農地の発生を防止する。

イ 認定農業者等への農地の集積・集約化

農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。このため、農地中間管理事業等の活用により、認定農業者や農業法人等への農地の集積・集約化を推進する。

また、農業生産組織などによる農作業受委託を促進し、意欲ある経営体による効率的な農業経営を推進する。

ウ 共同活動による地域資源の保全

生物多様性の保全や、保水等の防災機能をはじめとした農地の持つ多面的な機能を十分に発揮できるよう、非農家を含む地域住民による共同活動により農地の保全に努める。また、保全活動の実施にあたっては、地域資源である農道や農業用水利施設を地域で支える多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等を積極的に活用する。

(2) 環境保全型農業の推進

本市の農業を持続的に発展させていくためには、環境への負荷低減に配慮した農業生産を行っていく必要がある。そのため、家畜排泄物や作物残さ等を堆肥化した土づくりや、化学農薬の節減など、環境に配慮した農業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、農地とともに公益的機能を有している。しかし、本市森林においては、近年管理の滞っている地域が見受けられる。農地所有者に農業経営を推進するのと同様に、山林所有者に対しても林業経営意識の向上を促し、森林整備への関心を呼び戻す。また、近年の異常気象による山地災害の防止や水源かん養を目的に、適切な間伐による森林整備の必要性が高まっていることから、今後も継続して間伐を推進することが重要である。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、米作中心から芝・そ菜・山林種苗等との複合経営に移行してきたが、農業就業者の高齢化や新規就農者の減少等による農業構造の弱体化が進み、生産体制の再編強化が必要となっている。また、令和2年度の総農家数は924戸であるが、水稻を主とした自給的農業経営を行う農家(624戸)が多い。

そのため、今後は、認定農業者やビジネス経営体等の意欲ある経営体に対して農地の集積・集約化を加速化し、それら経営体が市内農地の相当部分を担う農地利用を目指す。また、直売による流通コストの削減や、意欲ある経営者による加工・販売を行う6次産業化を推進し、利益率の向上による経営規模の拡大を図る。

具体的な目標は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、水稻・イチゴ・露地野菜・スギ・ヒノキ苗等を主体とした農業経営により、1経営体当たり年間農業所得800万円程度、農業従事者一人当たり年間労働時間1,800～2,000時間を達成する認定農業者やビジネス経営体等を育成するとともに、これらの経営が本市農業の相当部分を担う農業構造の確立を図るものとする。

なお、効率的かつ安定的な経営体の指標となる営農類型は、次表のとおりである。

営農類型	目標規模 (ha)	作物構成	戸数	集積目標 面積(ha)
露地野菜＋水稻 ＋そば	2.3	水稻 80a 露地野菜 120a (ヤマトイモ 30a、モロヘイヤ 10a、ハネギ 20a、その他根菜類 40a、大根 10a) そば 50a	7	16.1
施設野菜＋露地 野菜＋そば	1.2	施設野菜 50a (チンゲンサイ 10a×2作、ハネギ 10a×3作) 露地野菜 60a (モロヘイヤ 10a、ヤマトイモ 20a、根菜類 30a) そば 40a	6	7.2
イチゴ	0.3	イチゴ 30a	3	0.9
花木	3.0	サツキ・ツツジ 3ha	2	6.0
山林種苗	2.3	ヒノキ・スギ 2ha クヌギ・コナラ 30a	2	4.6
施設花卉	0.6	施設花卉 30a 花壇苗 75a (30a×2.5作)	2	1.2

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R5.9)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の高齢化と兼業化の進行に伴う労働力の質的低下から、耕地利用率は年々低下している。また、一方では農業機械の過剰投資が経営を圧迫する要因となっている。

このため、地域計画の策定を通じた話し合いを促進し農地中間管理事業等の積極的な活用

を図り、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に農地の集積・集約化を推進し、生産性の維持・向上を図るとともに農地の有効利用を促進する。また、農業機械や農業用施設を利用する作業については、機械や農業用施設の共同利用を推進し、効率的な農作業の実施を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成や農業法人の参入対策

裾野市担い手育成総合支援協議会を中心とした関係機関の連携のもと、経営診断や営農改善方策の提示等の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を推進し、認定農業者の育成や農業法人等の参入を図る。

(2) 農用地の集団化対策

平坦地の集団的農地に対しては、農道整備や排水整備を中心に基盤整備が行われている。しかし、近年大規模なほ場整備が行われているのは須山・富岡地区の東富士演習場周辺と令和6年度に完了した深良地区であり、その他大部分の農用地では行われていない。

今後は、土地基盤整備の重要性、必要性についての啓発活動を推進し、未整備地区を中心とした土地基盤整備の検討を行う。また、地域計画に基づく農地中間管理事業等の活用により意欲ある担い手へ農地の集積・集約化を推進する。

(3) 農用地の流動化対策

市、農業協同組合、農業委員、農地利用最適化推進委員が相互に連携を図り、農業経営に対する意向調査により営農計画の把握に努める。特に余剰農地については、認定農業者や農業法人等への集積斡旋をはじめ、各農家の希望に沿うよう流動化を推進する。また、農地等の流動化にあたっては、地域計画に基づく農地中間管理事業等の積極的活用を図る。

(4) 農作業の受委託の促進対策

農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、農作業受委託組織の設立に向けた活動を推進し、認定農業者や農業法人等の経営安定を図るとともに、荒廃農地の解消と余剰農地の有効利用促進を図る。

(5) 農業生産組織の活動促進対策

本市農業の効率的な生産体系の確立を図る上で、重要な役割を担う農業生産組織の活動を促進していくため、基盤整備等のハード的対策だけでなく、栽培管理講習等の研修会の開催などソフト的対策を行うとともに、商工会等との連携による特産品開発など、生産組織の意欲向上を図る。また、生産体制が整った組織は法人形態への誘導を図る。

さらに、地域農業との調和の下、新たな農業の担い手として、一般企業等の農業参入を支援する。

(6) 地力の維持増進対策

耕種農家と畜産農家の連携による堆肥供給体制の整備を推進するとともに、芝畑への客土や天地返しなど、地力の維持増進を推進するとともに、農薬の使用回数低減等により、持続性の高い環境保全型農業を促進する。また、そば等他の作物への転換に向けて、土壌に関する調査等研究を行う。

(7) 特産物の振興対策

本市の特産物であるイチゴ・そば・モロヘイヤ・ギンナン・ヒノキ苗などは、後継者の育成や規模拡大、新規加入を推進する。また、地域戦略作物として令和元年度から開始したキヌアの試験栽培では、一連の作業経験を積んだ耕作者を養成しながら生産者を拡大することができた。

今後は、イチゴを地域戦略作物に位置づけ、生産者の増加及び生産面積の拡大、ブランド化を目指す。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家のほとんどが農林複合経営で、林産物の生産などにより経営の安定化を図っている。しかし、林業は農閑期に限られるのが実情であるため、健全な森林の育成が図られていない。

したがって、今後は農業主体の世帯では、森林組合の協力により撫育管理を委託し、林業経営の安定を図る。

また、農業・林業それぞれを、土地利用や生産組織育成、所有者意識の高揚の面で連動させ、相互の振興を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、経営規模が小さい上に土地基盤整備も遅れており、休日を利用した小規模な農業形態となっている。このため、農家各戸の農業機械への過剰投資が多くみられ、少量多品目であり出荷量もまとまらないため農業近代化施設も整備が遅れている。

今後は、スマート農業技術等により、農作物生産のコスト低減と省力化を図るとともに、ほ場整備事業等の基盤整備とあわせて、集出荷施設、共同利用機械等の農業近代化施設の導入・高度化を検討する。

また、地産地消推進による露地野菜の振興を図るため、農産物販売施設が運営されているが、農業用ハウス等の施設が不足しており、消費需要バランスがとれず、安定供給が課題となっている。

今後は、農業者や生産部会等への働きかけを積極的に図るとともに、貯蔵施設の導入や直売施設併設のみそ工房施設を中心とした加工品の開発販売など、生産から加工・販売に取り組む農業の6次産業化を支援する。

さらに、これら農産物の加工販売にあたっては、商工会と連携した「すそのブランド」認証制度等を活用し、特産品の普及促進、さらに地域農業の活性化を図る。

(1) 水稲

水稲の作付面積は、令和5年現在136haで、耕地面積(田)の約48%を占めており、品種は「コシヒカリ」と「あいちのかおりSBL」を中心に「きぬむすめ(JAふじ伊豆ブランド米「するがの極」を含む)」の作付けも行われている。しかし未整備のほ場が多く、農地の流動化や作業受委託もあまり進んでいないため、小規模な自給的農家を中心となっている。

今後は、土地基盤整備を検討するとともに、地域計画に基づく農地中間管理事業等の活用により農地の集積・集約化を推進する。また、担い手の育成・確保を図り、作業受委託や農機具の共同利用体制を整備することで、経営規模の拡大を推進する。

一方、県内酒造会社との契約栽培により、純米酒「すその」を製造、地元酒商組合が販売をしている。今後も食品関連企業等と結びついた多様な米づくりを推進する。

(2) 芝

芝は、昭和40年代から富士芝の需要が増え、自生芝だけでは不足したため畑等に栽培されるようになった。現在は、品質・規格が統一され、静岡県農業試験場が開発した品種「フジコンパクト」も生産されている。

主に須山・富岡地区で栽培されており、農業協同組合芝生産部会と富士芝販売同業者組合が中心となり、作付・管理を行っている。しかし、近年の景気低迷と他産地の隆盛を受け、出荷は年々低迷している。また、芝の管理放棄地、高齢化による農家数の減少や後継者不足の問題も生じている。

今後は、土づくりや優良種苗の確保等に努め、高品質芝の生産を推進するとともに、屋上緑化や校庭緑化など新たな需要への対応を図り、販路の拡大を推進する。

また、認定農業者や中心経営体への働きかけを行い、農地中間管理事業等などを活用した

集約化について検討する。

(3) イチゴ

水はけが良く火山灰土が多い土壌と寒暖差から生まれる果皮がしっかりと甘味の強さが特長の「すそのいちご」は、夏季には標高 1,300m の高所に運ぶ高冷地育苗が行われ、近年は高設栽培の導入も増えている。また、初期の害虫防除が一度で済む高濃度炭酸ガス処理システムの導入により、高品質・多収生産や労働力の軽減が可能となっている。

今後は、高設栽培の普及を一層進めるとともに、IPM（総合的病害虫・雑草管理）による減農薬やトレーサビリティシステムの導入により、消費者に安全・安心な生産・流通を推進する。また、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入により、作業の省力化・軽減化と規模拡大を推進する。さらに、首都圏に近く、交通利便性がよく、観光地が多いといった立地条件を生かし、直売所などによる販売体制の強化を推進する。

(4) 露地野菜（モロヘイヤ、大和芋）

露地野菜は、多品目少量生産であり、市場に対応できる大規模な産地化を狙うことは困難となっているが、地元消費者や観光客等を対象にした農産物直売所での加工品の販売や学校給食等による地産地消を推進しながら、県東部の地場市場を中心とした出荷を推進する。

また、作業の機械化や共同化、農地の集積・集約化等により、担い手の規模拡大を図るとともに、トレーサビリティシステムの導入と適正な運用を推進する。

(5) 山林種苗

木材を取り巻く現状は、安価な輸入材による市場価格の低迷が山林所有者の施業意識の減退を招き、不十分な路網整備の状態が改善されず、木材の生産コストの上昇を招くという悪循環の状態にある。

そのため、山林種苗の需要は減少し、厳しい状況が続いており、引続きこの傾向は続くものと思われるが、産地の維持を図り、他方面への販売拡大及び生産量の増加を図る。

(6) そば

そばは、荒廃農地の解消と地産地消の推進を目的に、農業協同組合と連携して特産化を進めており、そば加工施設の整備、裾野産そば粉を使用した蕎麦屋の営業、生産者によるそば部会の設立など、生産・加工・販売までの体制が整備されている。

今後も荒廃農地を有効活用し、再生利用に努めるとともに、農家所得の向上につながる高付加価値化、ブランド化、6次産業化に取り組む。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益範囲			利用組織	図面番号	備考
		受益地	面積	戸数			
該当なし							

(注) 農業近代化施設整備計画図（該当なし）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業近代化施設整備を進めていく中で、運営に関しては林業の安全衛生意識対策等を参考とする。また、林業に関しては、高性能林業機械等の導入による作業の効率化を検討する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、産業構造の変化や都市化の発展に伴い、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行し、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

このような中で、新規就農者を確保し、担い手農家を育成していくための施設の整備を検討する必要がある。しかし、本市における新規就農者数は年間1～2名にとどまっているため、就農準備資金など就農準備に必要な資金手当て等の支援を行うとともに、農業委員会、農業協同組合、東部農林事務所と連携しながら就農に関する情報提供、就農相談、就農計画の作成支援などを行い、本市農業の持続的な発展を支える担い手の育成・確保を図る。

また、農業分野の労働力不足解消を図るため、障害のある人をはじめ多様な人材に就労や生きがいづくりの場を提供するなど、農福連携の積極的な推進を図る。さらに、集落営農組織の設立や法人化、一般企業等の農業参入を推進し、地域農業の活性化を図る。

加えて、農業に関する関心・理解を深め、将来の農業の担い手を育成するため、学校教育機関と連携し、農作業体験や学校給食への地元農作物の供給など、小学校から高校まで農業教育の取組を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

(注) 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営を支援するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、意欲と能力がある者や一般企業等が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように就農相談機能を一層充実させる。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の労働条件や作業環境等の改善に取り組み、家族経営協定の普及による休日制、高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備する。

また、新規就農者が円滑に農業経営をできるように情報を提供したり、就農準備資金や農業機械等導入事業補助金等、就農に必要な資金について支援したりするなどのソフト事業を推進するとともに、生産基盤となる農地に関しては、農地中間管理事業の活用等により、農地の確保が円滑に行われるよう、関係機関が一体となって支援する。

あわせて、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や家族経営協定の締結を推進し、地域計画等の話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

さらに、静岡県農業法人誘致推進連絡会を通じ、県内外の農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林所有者形態は5ha未満の小規模保有者が多く、大半の森林所有者は個別での継続的な森林施業や経営の近代化を図ることが困難な状態である。

今後は、貴重な水源かん養地の保育と林産物の安定した生産のため、作業内容や就業条件等に関する情報提供、就業支援講習会の開催と林業事業者による短期的な雇用により、若年労働力の確保、育成に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従業者の安定的な就業の促進の目標

本市は兼業農家の割合が高く、令和2年農林業センサスにおける販売農家（個人経営体）の内訳は、主業6.6%、準主業13.4%、副業80.0%となっており、今後も大半を占める状況が続くことが見込まれる。このため、安定的な就業機会及び雇用機会を確保することは、兼業農家から認定農業者などへの段階的な農地の集積・集約化を図る上で重要である。また、半農半X等の多様な働き方により農村への定住につながり、都市部への人口流出を抑制することは、農業の基盤として重要な役割を担う、農村集落機能の維持・増進・定住条件の整備に寄与することとなる。

今後は、地場産業の育成、県と連携した優良企業等の誘致、農村資源の積極的な活用を推進するとともに、認定農業者を中心とした農地の有効利用の促進により、農業従事者の就業構造の改善と農村の定住条件の整備を図り、農村地域における安定的な就労の場の確保に努める。

(将来における農業従事者の就業目標)

単位：人

区 分	目標（令和16年）		
	男	女	計
恒 常 的 勤 務	135	101	236
自 営 兼 業	21	16	37
出 稼 ぎ	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	4	3	7
総 計	160	120	280

(注) 2010年、2015年、2020年農林業センサスを参考に推計

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

就業指導相談は、年間を通じて市の農林振興課、産業観光スポーツ課、商工会で行っている。今後も、これらの機関相互の連絡を密にし、農業従事者の就労促進を図る。

(2) 企業進出に際しての地域関係者との連絡調整方法

これまで富士裾野工業団地や新富士裾野工業団地をはじめとして、地域産業の活性化と雇用創出のため、企業の誘致を行ってきた。今後も、「人と企業に選ばれるまち」というビジョンのもと、須山B地区など産業立地拠点の創出が可能な地域の地権者及び地域関係者等の意向を十分に調査し、進出を希望する企業用地確保について市、地元、企業が連絡調整を図り、農業従事者の雇用を推進する。

(3) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

本市農業を安定的に持続させていくためには、農業に密接に関係した就業先を確保してい

くことが必要である。特に、農商工連携や6次産業化等の取組を促進し、地域資源を活用した新たな産業創出が重要となる。

今後は、地域の特産品を活かした、あしたか山麓裾野そばやすそのモロヘイヤ、すその水ギョーザなどの「すそのブランド」を扱う飲食店や直売所など、地域資源を活用した就業機会の拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

ア 防 災

本市では、南海トラフ巨大地震等を想定して、防災体制の整備や意識の啓発などにより、災害から市民の生命や財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的に地震防災対策を進めている。具体的には、令和 2 年に防災ハザードマップ、令和 4 年に富士山火山防災マップの作成、遠隔市や近隣市町との災害時相互応援協定の締結、災害時要援護者世帯に対する家具等転倒防止推進事業など、市民の防災対策の整備に関する諸施策を展開している。

今後は、総合防災訓練や地域防災訓練において、実践的防災訓練を行うなど訓練内容の充実を図るほか、防災士、消防団、災害ボランティア、医療関係者との協働による地域防災活動の実施や防災意識の高揚等を推進し、自主防災組織の充実や強化を図る。

ハード面では、市緊急輸送路等の橋梁の耐震補強及び補修を実施し、落橋を防ぎ通行の確保を図る。また、東名高速道路（第一次緊急輸送路）の跨道橋については、集約・再編も検討し、補修工事及び撤去を実施する。

その他、近年頻発している線状降水帯など異常気象による自然災害に対応するため、河川の改修・維持工事を行うとともに、山地災害防止や地下水かん養等、森林の持つ多面的機能を保全・発揮させるため、適正な森林整備を実施する。

イ 防 火

本市の火災件数は平均 18 件前後、救急の出動件数は 2,200 件前後でいずれも横ばいで推移している。本市と三島市、長泉町からなる広域消防組合「富士山南東消防本部」では、広域化により消防体制の基盤強化を図っているが、市内に救急医療機関が少ないため、傷病者の病院収容に時間を要しているのが現状である。

今後、地域の消防・救急力を向上させていくため、減少傾向にある団員の確保と執行体制の充実を図り、資格取得や教育訓練等による高度な専門的技術の修得、救急救命士の養成、医療機関等との連携などを進め、人命安全の確保や被害の軽減を図る。併せて、老朽化した消防施設や消防車両の整備、活動資機材の計画的な増強・整備を推進する。

ウ 交通安全

市内で発生する交通事故は年々減少傾向にあり、近年は、年 200 件以下で推移している。地域に密着した交通安全対策を進めているが、より一層交通安全に対する意識啓発のためのイベント、教室などの実施や交通安全施設などの整備が必要となっている。

そのため、今後も警察や交通指導員と連携し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、カーブミラーやロードフラッシャー、安全・案内標識の設置等交通安全施設を効果的に整備するだけでなく、既存安全施設の修繕や歩道の整備されていない通学路の整備を推進し、交通事故の発生しにくい環境づくりに努める。

エ 防 犯

本市には、裾野警察署と2交番2駐在所が配置されているが、市として地域自主防犯活動団体を発足させるとともに、防犯灯のLED化事業や学校周辺への防犯カメラ付防犯灯の設置など、防犯体制の推進強化を図っている。

今後も、各種のイベントなどの機会を捉え、防犯意識の啓発活動を実施し、家庭・地域・学校等による防犯対策への取組を支援するとともに、市民ボランティア等地域防犯を担う人材を育成する。また、警察・地域自主防犯活動団体・区長会等と連携し、市民協働による青色防犯パトロールや、集落内道路等の防犯灯の新設等を推進し、犯罪の未然防止に取り組む。

(2) 保健性

ア ごみ処理

本市では、令和4年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化や資源化の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指している。近年のごみ排出量は、生活系ごみ量、事業系ごみ量ともに緩やかな減少傾向で推移している。

今後も、分別回収を徹底し、一般廃棄物の適正な処理や効率化を図る。また、各種団体の自主回収、集団回収等への支援を行うとともに、さまざまな機会を通じた情報提供を行い、意識啓発に努める。

また、老朽化した美化センターの早期更新を目指すとともに、最終処分場を含めた廃棄物処理施設の適正な管理運営に努める。

イ 排水処理

本市は、公共用水域の水質を保全し、衛生的で快適な生活環境を目的として、市街化区域では公共下水道の整備、市街化調整区域では合併処理浄化槽の普及を進めている。しかし、令和5年度末の汚水処理人口普及率は82.0%であり、全国平均の93.3%より低い整備進捗に止まっている。長期的には人口減少による利用者の減少、維持管理に要する負担の増加が見込まれており、安定的な事業運営が課題となっている。

今後も、地域住民との調整を図り、計画的・効率的な管渠整備の推進を図るとともに、公共下水道への接続率、合併処理浄化槽の普及率を向上させるため、家庭雑排水が環境に与える負荷の周知や補助を充実し啓発活動を展開する。

また、市内事業所等と公害防止協定を結ぶことで、各事業所への立ち入り調査によって排水の処理状況を監視するとともに、市内河川の水質検査を定期的を実施するなど環境監視体制を充実し、河川への負荷の状態を把握し、適切な管理に努める。

ウ 給 水

本市の上水道は、少子高齢化の進展や節水が進んだことにより、利用水量・利用収入は減少傾向にある。また、給水人口減少に伴う給水収益の減少という厳しい財政状況の中、大規模災害に備えた水道施設の耐震化と増加する老朽施設の更新を計画的に推進する必要がある。

今後も、安全に安定供給を維持するため、裾野市新水道ビジョンに基づき、継続して水道

料金徴収の民間活用によるコスト削減、コンビニ収納の実施による収納率の向上を図り、施設の統廃合や老朽管路の更新などの事業を推進する。

また、簡易水道では、非常時対策として水道送水管の複線化に取り組む。

さらに、水源かん養林の保全のため愛鷹・箱根山麓の森林地帯を良好に保全しながら森林整備を推進するほか、透水性舗装等の雨水浸透施設の設置、節水などの適正利用を推進し、地下水のかん養を図る。

エ 保 健

本市では、健康診査やがん検診等の予防対策の他に、各種教室や健康相談などを通じ、世代を超えた市民の健康づくりを支援するとともに、健康づくり食生活推進員の拡充や歯科保健関係推進員の養成など、人材の育成にも力を入れている。

今後、健康づくりをより充実させるため、イベントや地区講座等の機会を通して幅広い健康情報や各種保健事業の情報を市民に提供することで、健康づくりに関する意識を高めるとともに、ライフスタイルや健康ニーズに合わせ、一人ひとりの健康づくりに向けた行動変容につながる健康づくりプログラムの提供や訪問・相談体制の充実に努める。

オ 医 療

市民誰もが住み慣れた地域で、身近な“かかりつけ医”を中心に適切な医療が受けられるよう、人材の確保や在宅医療の推進を含めた体制の整備に努める。また、災害時の医療救護体制の整備や適切な健康支援活動が実施できるよう関係機関との連絡調整を図る。

(3) 利便性

ア 交 通

本市の主要幹線道路は、南北方向の整備は進んでいるものの、企業進出による通勤車両の増加や郊外からの通過車両等の流入によって、特に通勤時間帯は渋滞等の混雑が発生しているため、都市計画道路の建設促進や主要道路の計画的整備を推進し、市民生活の利便性向上と環境改善を図る。また、市道等を対象に、市民が安全で安心して利用できるよう、歩行者や自転車利用者に配慮した道路整備を推進するとともに、円滑な交通を確保するため、幅員狭小箇所の解消や、社会的弱者や交通弱者の保護、防災等に配慮した安全な道路、橋梁等の維持管理・整備を推進する。

点検補修については、道路橋の老朽化対策事業（長寿命化修繕）とあわせて耐震補強工事を実施するなど工事の効率化に留意する。

公共交通については、高齢化の進展により、公共交通以外の移動手段を持たない人の増加が見込まれる中、渋滞対策や環境への配慮から公共交通の活用が注目されている。このため、市では鉄道事業者に対する増便の要望や赤字バス路線に対する補助などを行い、公共交通の維持・確保に努めている。

今後は、鉄道は沿線住民の生活路線として、通勤・通学時間帯を中心とする輸送力の強化等利便性の向上を目指すとともに、駅前広場や駐車場・駐輪場を整備し、乗り継ぎ拠点の機能強化を目指す。

イ 情報通信（デジタル化）

近年、AIの発展やビッグデータの活用が推進されることで、情報通信技術の環境は飛躍的に向上している。そのような中、本市では、データとデジタルツールを活用して行政サービスを変革する自治体DXを推進し、日本一市民目線の市役所の実現を目指している。

今後は、全庁的なデジタル化の推進により、市役所に「行かない」、市役所で「待たない」「書かない」サービスを提供するとともに、誰もがデジタルツールを活用できる環境を整備する。また、全庁的なDXの推進により業務の効率化を図る。

（４）快適性

ア 公園・緑地

ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成していくため、緑の基本計画に基づいた、公園・緑地の整備と緑のネットワーク化を推進する。特に、「緑地の保全・活用」においては、森林・樹林地・優良農地の保全と活用を図る。また、「緑地の整備・創出」においては、身近な公園・緑地として市民・行政・企業が連携した公園整備を推進するとともに、地域の拠点となる公園・緑地の整備を図る。

イ 高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が出来る限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防・生活支援サービスの充実を図る。また、元気な高齢者の生きがいづくりとして、雇用・就労対策を推進するとともに生涯学習の場の提供拡大やシニアクラブ事業の支援など社会参加を促進する。

地域においては、ボランティア活動の支援や地域における居場所づくりなど福祉意識の醸成を図るとともに、情報提供や相談支援体制の充実を図り、地域全体で支えあう「地域共生社会」の実現を目指す。

また、介護保険制度の健全運営と施策の充実、在宅介護支援と介護を地域で支える体制づくり、介護保険施設の整備などを引き続き検討する。

ウ 子育て支援

本市では、多様化する子育て支援へのニーズに応えるため、母子支援体制の充実、幼児教育・保育サービスの充実と質の向上、医療費など子育て世帯への経済的支援など、包括的な子育て支援に向け関係各課が連携し切れ目ない支援を行っている。

公立の幼児施設については、老朽化や多様化する教育・保育ニーズなどに対応するため、施設再編計画に基づき、施設の一体化及び適正配置に取り組む。

小中学校については、学校施設の老朽化に加えて、児童生徒数の減少による学校施設の配置の適正化という課題を解決し、望ましい教育環境を長期にわたり維持・向上させるため、学校施設の統廃合を伴う再編整備を推進する。また、学校給食施設についても施設の老朽化が顕著であり、施設・設備の老朽化の状況、給食の提供食数の将来推計、給食配送車の運行状況等を総合的に勘案し、自校式給食施設から学校給食センターへの集約・一元化を図るため、新たな施設整備を推進する。

(5) 文化性

ア スポーツ活動

スポーツは、喜びや楽しさからくる充実感・爽快感・達成感及び他者との連帯感等の精神的充足をもたらすとともに、体力の向上・生活習慣病の予防といった心身両面の健康保持・体力増強に資することが期待されている。

このため、スポーツ推進計画に基づき、年齢・性別を問わず参加できるスポーツ教室を開催するなど、市民が生涯を通じてスポーツに親しめる機会を提供するとともに、スポーツ協会・各地区の行うスポーツ行事などの活動支援、関係諸団体への支援を行うなど、スポーツを通じた地域活性化が図れるよう、スポーツ推進体制を整備する。

また、スポーツを通じた交流人口の拡大と滞在型観光による地域経済の活性化を図るため、スポーツ・ツーリズム事業を推進する。

イ 生涯学習

近年、ワークライフバランスの推進などにより現役世代の余暇時間は増加傾向にある。また、高齢者も含め幅広い世代が豊かなライフスタイルを実現しようとしており、生涯学習に対する要求は多様化・高度化している。

本市では、生涯学習センターを中心に様々な学習機会が提供されているが、生涯学習の活動の場となる社会教育系施設の中には、耐用年数の経過や設備の消耗が見られる施設も多い。

今後は、類似機能を持つ施設については、統合化も視野に適切な保守点検と計画的な維持・改修に努め、施設利用者の快適性・安全性を確保する。

ウ 文化芸術

市内の貴重な文化財や伝統文化を保護・継承し、郷土愛を醸成するため、郷土の誇りである世界文化遺産富士山や世界かんがい施設遺産深良用水をはじめとした文化財等について情報発信し、活用を促進する。

文化芸術に触れたいときに触れられ、創造したいときに創造できるよう、文化施設の整備・充実と指定管理制度による民間のノウハウを活かした文化芸術の普及振興が必要であり、文化団体の育成支援とあわせて、文化施設の利活用促進や文化活動の推進を図る。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備考
該当なし			

(注) 生活環境施設整備計画図 (該当なし)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材生産、治山など多面的機能を有している。このため、生活環境整備の観点からも、憩いの場・体験学習の場としての森林公園や健康増進のための遊歩道等の整備を推進する。また、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林については、択伐等によりその健全性を維持・保全する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）（該当なし）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用 途 区 分
西地区 (A地区)	農 地：別冊農用地区域一覧表のうち、下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：久根4298-3（B地区）、茶畑830-13（B地区）、深良262-9（C地区）、下和田638-1（D地区）、今里 229-1（D地区）、葛山 512-1（D地区）、須山 755-2（E地区）
東地区 (B地区)	
深良地区 (C地区)	
富岡地区 (D地区)	
須山地区 (E地区)	